

株式会社中国銀行

2020年8月31日

ソーシャルボンド・フレームワーク

格付企画調査室 ESG 評価部
担当アナリスト：大石 竜志

格付投資情報センター（R&I）は、中国銀行が2020年8月31日付で策定したソーシャルボンド・フレームワークが「ソーシャルボンド原則2020」（SBP2020）に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■ オピニオン概要

(1) 調達資金の使途

資金使途は新型コロナウイルス感染症の流行により、事業に直接的または間接的に影響を受けている顧客へ実行したローンのリファイナンス、または今後実行するローンに充当する。ローンの目的は顧客の資金繰り安定化や財務基盤の強化であり、その社会的成果として雇用の維持や地域経済の安定回復を目指す。SBP2020に例示される事業区分の中では、「自然災害の罹災者を含む弱者グループ」を対象とした「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果などを通じた雇用創出や社会経済危機を原因とした失業の防止・緩和」に該当する。またICMA（国際資本市場協会）がIFC（国際金融公社）と策定したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）のソーシャルボンドの資金使途等を例示したガイダンスにも合致する。コロナ禍の影響による雇用喪失を防ぐためのあらゆる事前措置が望まれる中、対象事業は迅速な支援として政府や地方自治体の政策を補完する重要な役割を果たしている。中国銀行は地域での経済活動を支える金融機関として大きな役割を担っており、地域経済の安定回復と持続的成長の促進に寄与する。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

供与するローン（ソーシャルプロジェクト）は社会面での包括的な持続可能性に関する経営戦略の中に位置づけられている。所管部が開発し行内で承認を得たローンを総合企画部が適格クライテリアへの適合性を評価し、総合企画部長が最終決裁等を行う。明確なプロセスを経ており、第三者性・専門性ともに確保されている。

(3) 調達資金の管理

ソーシャルボンドの調達資金は顧客に実行したローンのリファイナンスとして一括充当する。ローンは時間の経過とともに顧客からの弁済が進む。総合企画部が適格資産の合計額がソーシャルボンドの発行額を下回らないよう管理する。適格資産の合計額がソーシャルボンドの発行額を下回った場合は、下回った分と同等額を現金または現金同等物として管理する。R&Iは調達資金の管理は妥当と判断した。

(4) レポーティング

資金充当状況は充当完了後速やかにウェブサイトで開示される。充当完了後も、充当状況に重大な変化があった場合には、その旨を開示する。インパクトレポーティングは、適格クライテリアのカテゴリー毎の融資額、融資件数が開示される。以上より、レポーティングは内容・頻度の面から適切に実施される。

発行体の概要

- 中国銀行は経済規模が全国で中位にある岡山県のトップ地銀で営業基盤は強い。主要な営業地盤は岡山県に加え、広島県東部の備後地域や香川県など比較的広域にわたる。2020年3月末の預金残高は6兆7116億円、貸出金残高は4兆9097億円。本支店数（出張所等含む）は163店で、岡山県に本店ほか110店を配する。
- 2017年3月に長期経営計画(Vision2027 未来共創プラン)を策定し、中期経営計画(未来共創プラン ステージI)をスタートさせ、2020年4月から中期経営計画(未来共創プラン ステージII)が始まった。長期経営計画は徹底した構造改革を実行するとともに、顧客の利益と中国銀行の利益が結びつき相互に発展する、持続可能なビジネスモデルを構築するために、真になりたい姿＝「長期ビジョン」を改めて策定し、実現するための戦略を立案した。銀行が成長しても、地域が衰退したのでは、地域金融機関の使命を果たしているとはいえないとして、顧客と豊かな未来を共有し、その実現に向けて、グループ一体で付加価値の高いサービスを提供し、その結果、中国銀行グループが支持され、従業員の誇りと業績の拡大につなげるべく長期ビジョンを定めた。

中期経営計画「未来共創プラン ステージII」 「5つの骨子」

	戦略	何を What	どのように How
地域社会への メッセージ お客さま (個人・法人)への メッセージ 従業員への メッセージ	I 地方創生、SDGs の取組み強化	地域社会の課題解決 新たなビジネスの創造 SDGsの実践	① 共創の場を創造 - 地域プラットフォームの提供 - 当行ノウハウの還元 - 異業種連携 ② 「ちゅうぎんSDGs宣言」の実践 - ビジネスを通じた社会・環境課題の解決 ③ 大規模災害・新型感染症対策
	II お客さま本位の 営業の「深化」	課題解決 新たな価値の提供 夢実現のサポート	① 営業店-本部一体営業の強化 ② 提供サービス拡充 ③ 新事業領域への参入 ④ グループシナジー最大化
	III 組織の活性化	働き甲斐の向上 自己実現・成長のサポート 組織の一体感向上	① 人事制度の改革 ② 研修体系の見直し(商品販売→課題解決) ③ 業績表彰制度の見直し(自主目標へ) ④ ブロック営業体制の確立(権限の委譲) ⑤ キャリアチャレンジの充実 ⑥ 企画部門(経営・営業)の強化 ⑦ 営業店-本部共同プロジェクトの拡充
外部環境を 踏まえた戦略 デジタル化への 対応 マーケット環境の 変化への対応	IV デジタル戦略の 強化	デジタルを活用した - 業務効率化 - お客さまとの接点拡大 - 新たな顧客体験の創造	① 個人アプリ改善 ② 法人ポータル開設 ③ 本部業務のデジタル化
	V 持続可能な成長 モデルの確立	役務利益の増強 OHRの低下 →成長シナリオの実現	① 本業での安定収益確保 ② 抜本的なコスト見直し ③ 外部環境に応じた適切な本部運用 ④ ALM機能の強化

[出所：中国銀行ウェブサイト]

1. 調達資金の使途

(1) 対象事業の直接的な目的が社会的課題への対応であること

対象事業

- 調達した資金は新型コロナウイルス感染症の流行により、事業に直接的または間接的に影響を受けている顧客へ実行したローンのリファイナンスに全額充当し、期中のローンの返済金は今後実行するローンに充当する。ローンの目的は顧客の資金繰り安定化や財務基盤の強化であり、その社会的成果として雇用の維持や地域経済の安定回復を目指す。

<適格クライテリア>

① 雇用創出/維持

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業に直接的または間接的に影響を受けている顧客への融資

A) 「中銀新型肺炎対策緊急特別融資」

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業に直接的または間接的に影響を受けている法人または個人事業主の顧客を対象とした融資。資金使途は運転資金または設備資金（設備資金の場合、感染症対策にかかる設備導入・更新に限る）

B) 「(各都道府県制度融資) 新型コロナウイルス感染症対応資金」

各都道府県で定められた新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた危機対応融資（いわゆる実質無利子・無担保融資を含む）。

※実質無利子・無担保融資

売上高（前年同月対比等）が一定以上減少した中小・小規模事業者、個人事業主に対し、国が制定した金利補助（最長3年）や保証料補助を活用し、通常より金利や保証料が軽減された融資。

C) 「資本性ローン」

新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に経営環境が悪化した法人を対象。実質的な自己資本の増強に資する借入である資本性ローンを通じて、顧客の資金繰り安定化や財務基盤の強化に貢献する融資。

D) その他

上記に準じた新型コロナウイルス感染症に対応する融資

対象事業の目的

- 中国銀行は全営業店に新型肺炎対策相談窓口を設置し、2020年2月12日より「中銀新型肺炎対策緊急特別融資」の取り扱いを始めた。返済方法は元金均等分割返済方式だが、1年以内の支払い据置期間を設けており、通常のローンと比べて債務者に配慮した条件になっている。
- 中国銀行は店舗を配する各県で「(各都道府県制度融資) 新型コロナウイルス感染症対応資金」を取り扱う。岡山県では5月から始めた。ソーシャルボンドの対象とするのは岡山、広島、香川、兵庫、愛媛、鳥取の各県。信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)に対応する融資で、融資条件は各県で若干異なるものの、実質無利子になるように利子補給を受けられ、かつ保証料も補助される制度で、特例的な内容となっている。

- 資本性ローンは8月から取り扱いを始めたローンで、期間が5年超15年以内、期日一括償還で期中の元本弁済がなく、かつ通常のローンと比べて経営破綻した場合の弁済順位が劣後する条件になっており、債務者の財務基盤の向上に寄与する。当該ローンもコロナ禍を受けて新たに開発した商品で、これまで同様な商品は中国銀行にはなかった。
- その他小口の融資商品において特別優遇金利を適用している。なお、今後新たな商品を開発した場合、適格クライテリアとして充当対象に含める可能性がある。
- 中国銀行はコロナ禍により経済的な影響を受けた顧客に対して、通常の融資と比べて返済方法が優遇された資金を供給している。このことでコロナ禍における厳しい事業環境下における企業の持続性を確保し、企業の抱える従業員の雇用や地域経済活動の維持に貢献できると考えている。地域経済を支える金融機関として経済的・社会的影響の軽減策を講じていくことを社会的使命の一つと考えている。

社会の課題認識

国内概況

- 2020年2月13日、政府が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第1弾を、3月10日には第2弾の施策を打ち出した。4月13日には新型コロナウイルス感染拡大防止のため7都道府県に緊急事態宣言を発令、4月16日には対象地域を全国に拡大した。自治体が一般市民の外出自粛と店舗の休業・営業時間短縮を要請したことから経済活動の大半が中断される事態となった。消費の急激な落ち込みにより企業の業況や資金繰りは大幅に悪化¹した。
- 政府は3月10日の第2弾の策として事業活動の縮小や雇用への対応策として総額1.6兆円規模の金融措置の実施を打ち出した。内訳は
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
 - ・ 日本政策投資銀行（DBJ）及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（2,040億円）
 - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- 6月に成立した政府の令和2年度第2次補正予算は総額約15兆円に上る手厚い企業支援策として、金融機関による企業への実質無利子融資の継続・拡充といった資金繰り支援などを盛り込んだ。
- 5月25日に緊急事態宣言を解除したものの、夏場に入って新型コロナウイルスに新たに感染した人数は全国で多く発生しており、収束する気配がみえない。政府は経済再生策を打ち出しているが、企業・国民の生産、生産活動は引き続き相応の影響を受けた状態が続いている。

国際機関の支援要請

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行が経済危機へと拡大する中、各国際機関から各国の政府や民間企業に向けて脆弱な立場にある労働者の雇用や人権に及ぼす負の影響を緩和するような責任のある行動を起こすよう呼びかけられた。

¹ 全国企業短期経済観測調査（短観）によると、緊急事態宣言の期間を挟んだ3月から6月にかけて製造業・非製造業ともに業況判断指数が大幅に悪化。資金繰り判断指数（資金繰りが「楽である」と答えた企業の割合から「苦しい」の割合を引いた値）は10ポイント下落と46年ぶりの悪化幅を記録。

- ・ OECD（経済協力開発機構）：「COVID-19 と責任ある企業行動」（2020年4月）
- ・ ILO（国際労働機関）：「ILO モニター: COVID-19 と仕事の世界（第5版）」（2020年6月）
- ・ 国連事務総長の宣言 2020年4月23日付
- ・ 世界経済フォーラム：「新型コロナウイルスパンデミック下の労働力に関する指針」（2020年4月）

資金繰り支援の意義

- 全世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、人・モノの移動に制限がかかり、経済の停滞が懸念されている。このような環境下で企業がコスト削減策を講じた場合、人員削減を伴うリストラクチャリングを招きかねない。国際機関および政策当局も状況を認識したうえで対策の必要性を認識している。日本においても経済基盤を維持し雇用を守るために政府・自治体主導の多様な政策を実行している。銀行等の融資金融機関には企業の資金負担に対応するために金融面からの支援が期待されている。
- コロナ禍による経済への悪影響は、一般的な景気サイクルの浮き沈みと異なり病気に起因するもので、克服さえできれば経済の回復が期待される。正常化する時期は見通せないが、その間に経済を一定程度持ちこたえることが重要とみられる。経済が急速に停滞すると、企業は収入が低下する一方、固定費の負担から資金繰りが圧迫される。日本には政府系金融機関はあるが、資金量の観点からみても企業の資金繰りを支えているのは民間金融機関である。
- 地域銀行は営業基盤のある地域の資金ニーズに応えることが平時より期待されている。また、顧客基盤も大企業中心の大手銀行と異なり中堅中小企業が多い。当該企業は必ずしも財務基盤が強いとはいえ、景気悪化の影響を受けやすい面がある。このため企業で働く従業員の雇用も不安定になるリスクがある。
- コロナ禍における対策融資は、正常化するまで資金面で企業を支えるものである。雇用喪失を防ぐためのあらゆる事前措置が望まれる中、迅速に支援して地域経済、企業を支えるとともに、政府の政策を補完する重要な役割を果たしている。

(2)対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

- 対象事業による便益及び影響は以下のように整理される。

対象事業による便益及び影響	
直接的 ² な便益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客（企業、個人事業主）の資金負担軽減
間接的な便益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の事業継続 ・ 企業の従業員の雇用維持 ・ 地域経済の安定回復と持続的成長の促進

ポジティブな社会的成果であること

- 資金繰り、財務基盤の安定によって顧客企業の資金負担や軽減や信用力低下が軽減される。コロナ禍の厳しい事業環境下においても企業基盤を維持することで環境改善後における円滑な事業再開を可能とするとともに、雇止めを 방지、雇用継続・創出を促進させることにつながる。雇用喪失を防ぐためのあらゆる事前措置が望まれる中、緊急事態宣言下における迅速な支援として政府・自治体の政策を補完する重要な役割を果たしている。
- 地域経済を支える金融機関として顧客基盤のすそ野が広く、結果として大きな雇用機会の維持・創出に貢献していることから、資金繰りの支援や財務基盤の安定を図ることは、多くの波及効果をともなって地域経済の回復と持続的成長の促進に寄与する。

SBP2020 に例示される事業区分との照合

- 対象事業の目的は顧客の資金面、経済面での負担軽減であり、その社会的成果として雇用の維持や地域経済の安定回復を目指すもの。SBP2020 に例示される事業区分の中では、「自然災害の罹災者を含む弱者グループ」を対象とした「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた雇用創出」「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

対象事業はコロナ禍による厳しい事業環境下に陥った企業へ実施した融資のリファイナンスおよび今後実行するローンである。ローンの目的は顧客の資金繰り安定化や財務基盤の強化であり、その社会的成果として雇用の維持や地域経済の安定回復を目指すもの。SBP2020 に例示される事業区分の中では、「自然災害の罹災者を含む弱者グループ」を対象とした「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた雇用創出」「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。コロナ禍の影響による雇用喪失を防ぐためのあらゆる事前措置が望まれる中、対象事業は迅速な支援として政策を補完する重要な役割を果たしている。中国銀行の顧客全体は経済活動のすそ野が広く大きな雇用機会を創出していることから、資金の支援は多くの波及効果をともなって地域経済の安定回復と持続的成長の促進に寄与するとともに、当該企業の従業員の雇用の維持につながる。全体としてポジティブな社会的成果を生み出している。

また ICMA（国際資本市場協会）が IFC（国際金融公社）と策定した COVID-19（新型コロナウイルス感染症）のソーシャルボンドの資金使途等を例示したガイダンスにも合致する。

² 「直接的」とは対象事業の利用者、「間接的」とは対象事業を行う社会を指している。詳細は、「R&I ソーシャルボンドオピニオン 評価方法」を参照のこと。 https://www.ri.co.jp/rating/products/esg/so_social_jpn.pdf

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 中国銀行では、従来から地域社会の課題や顧客の課題解決に対して本業を通じた地域貢献や本業を超えた幅広い社会貢献を実施してきた。
- 2015年10月には、顧客の本業支援や地方創生への取組み強化を目的として「地域応援活動」を開始した。この「地域応援活動」は役職員の意識を大きく変革させ、2017年3月に策定した長期経営計画（Vision2027 未来共創プラン）のなかでも最重要の施策と位置付けられるなど、中国銀行では顧客の本業支援や地方創生への取組みは本業として定着している。
- 2018年10月には、企業活動を行うにあたり社会の一員として必ず守らなければならない基本的な事項をまとめ、「企業行動規範」にSDGsへ対応していく内容を追加した。2020年3月にSDGsの達成に貢献すべく、地域の社会・環境課題に対する取組方針をまとめた「ちゅうぎん SDGs 宣言」を制定した。
- 2020年4月よりスタートした中期経営計画「未来共創プラン ステージII」では、骨子の「5つの柱」のうち第一の柱を「地方創生、SDGsの取組み強化」とした。持続可能な地域社会の実現に向けて、「地方創生やSDGsへの取組み」を強化することが地域のリーディングバンクとしての使命とし、中期経営計画でこれまで以上にSDGsの達成に向けた取組みを加速させていくこととした。
- 中期経営計画の策定にあたって「今後の地方銀行がどうあるべきか、地域のためになすべきことは何か、顧客に選ばれ、信頼されるためにどうすべきか」との原点に立ち返り、持続可能な地域社会の実現に向けて、「地方創生やSDGsへの取組み」を強化することが、地域のリーディングバンクとしての使命と位置付けた。今まで以上に地域の顧客と寄り添い、中国銀行グループが培ってきた国内外の充実したネットワークを存分に活用してもらおうと同時に、金融の枠を超えた幅広いサービスメニューを利用しただきたいとの願いが込められている。

コロナ禍による影響を受けた企業への資金の供給は、SDGsの目標における「8. 働きがいも経済成長も」で定義するすべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するに適合する。また、重点課題として掲げた「地域経済とコミュニティの活性化に貢献する」「より良い生活を送るための金融サービスを提供する」とも合致する。

ちゅうぎんSDGs宣言

- 中国銀行グループは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」という長期経営計画の長期ビジョンのもと、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、地域社会とともに持続的に成長をしていくことを目指し、次に掲げる地域の社会・環境課題に取り組んでいくことを宣言します。

重点課題	主な取組み(取組み予定を含む)	対応する目標
地域経済・社会 地域経済とコミュニティの活性化に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> 地域応援活動の高度化 ソリューションの拡充 スタートアップ支援 インバウンド、移住・定住促進 	
高齢化 高齢者の安心・安全な生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> 終身の資産運用・管理ニーズへの対応 資産承継の支援 医療・介護事業者向けの支援 	
金融サービス より良い生活をおくるための金融サービスを提供する	<ul style="list-style-type: none"> NISA等による計画的な資産形成促進 教育ローン、シニアローン等による幅広い対象者への支援 金融リテラシー教育の実施 	
ダイバーシティ ダイバーシティ・働き方改革を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍に向けたモチベーション向上と長期的なキャリア形成 多様な人材の職域拡大等による活 働き方改革の促進 ちゅうぎん保育所プロジェクト 	
環境保全 持続可能な環境の保全に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー事業への取組み推進 環境関連ビジネスへの支援 環境負荷の軽減(ペーパーレス化等) 「瀬戸内海を守り隊」プロジェクト 	

[出所：中国銀行ウェブサイト]

(2)プロジェクトの評価・選定の判断規準

- グループ経営指針等に基づいてソーシャルプロジェクトの評価・選定を実施する旨、ソーシャルボンド・フレームワークに開示している。

社会リスクを低減するためのプロセス

- コロナ禍における対策融資は通常の融資と同様に行内の与信規定に基づいて実施されている。企業の返済力を審査したうえで規定に合致する顧客に融資しており、過度に負債を背負わせることは想定していない。
- 法令や行内規定などはもとより、社会的に求められている行動規範や倫理的行動を含めた法令等遵守規程を定めている。また、反社会的勢力への対応として、コンプライアンスマニュアルの中で「反社会的勢力との関係遮断にかかる基本方針」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断し断固として排除することを徹底している。
- 中国銀行グループ（中国銀行および中国銀行グループ関連会社）の間ならびに中国銀行グループの顧客相互間において、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適正に管理している。
- 融資規程において融資先は原則として性行、業態、資産などが良好であり、かつ将来性のある先であること、融資金は原則として地方産業の発展ならびに地域住民の生活向上に寄与する資金とすることを明確に定めている。

以上の要素を踏まえ、中国銀行は調達資金の用途に関連した社会リスクを管理するための十分な体制が整備されていると考えられる。

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

所管部がコロナ禍による企業支援のための融資商品を開発し、リスク管理部門や役員決裁等の行内プロセスを経る。ソーシャルボンドの対象として適格とする判断は、総合企画部が評価し、最終決裁等は総合企画部長が行う。明確なプロセスを経ており、第三者性・専門性ともに確保されている。

3. 調達資金の管理

- ソーシャルボンドの調達資金は、所管部が数値をまとめ、総合企画部が所定の内部プロセスに従い管理する。コロナ禍に対応する新たに開発した商品は、システム上はそれぞれ別の管理コードが振られており、通常のローンと区別することが可能になっている。
- 調達した資金は既に実行した適格ローンのリファイナンスとして当初に一括充当する。
- 適格クライテリアに該当するローンの分別や顧客からの弁済は社内システムで管理している。ローンは約定弁済、あるいは期限前弁済により債権残高が減少する。一方、顧客からの依頼により今後も新規の適格ローン債権が発生する。そのため、総合企画部は年に1度、ソーシャルボンドの発行残高の総額が直近期末の適格債権残高を上回っていないことを確認する。総合企画部はその確認結果について総合企画部長の承認を得る。
- 適格ローン残高がソーシャルボンドの発行残高の総額を下回った場合は、下回った額と等しい額（未充当資金）を現金または現金同等物により管理する。調達資金は調達日に全て既存の実行した適格ローンのリファイナンス資金として充当されるため、当初は未充当資金が発生しない。R&Iは、中国銀行の適格ローンの残高の多寡から、弁済が進んでも適格ローン残高はソーシャルボンドの発行残高を十分上回るものと考えている。
- 調達資金の管理方法は、適切に定められている。また、未充当資金の運用方法は妥当である。

ソーシャルボンドの調達資金は、総合企画部が内部プロセスに従い管理する。適格クライテリアに合致する既に実行したローンのリファイナンスとして一括充当する。顧客からの返済に伴い、未充当資金が発生した場合は現金及び現金同等物として管理する。R&Iはヒアリングを通じて、ソーシャルボンドの発行金額がソーシャルプロジェクトの事業総額を超えないことを確認しており、調達資金の管理は妥当と判断した。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	①適格クライテリアのカテゴリー毎の充当額、融資件数 ②未充当金額 ③ソーシャルボンドの残高	年1回	ウェブサイト
定期レ ポーテ ィン グ	・「中銀新型肺炎対策緊急特別融資」 ・「(各都道府県制度融資) 新型コロナウィルス感染症対応資金」 ・「資本性ローン」 ・その他上記に準じた新型コロナウィルス感染症に対応する融資 上記の各ローンの適格ローン残高と融資件数	年1回 ※最初のレポーティングは発行日から1年以内を予定	ウェブサイト

- ソーシャルボンドの残高が存在する限り、年1回ホームページで開示する。充当完了後も、状況に重大な変化があった場合には、その旨開示する。

(2) インパクトレポーティング

- アウトプット、アウトカム指標として各適格ローン全体の融資残高、件数が開示される。

資金充当状況のレポーティングは充当完了後速やかにウェブサイトで開示される。充当状況およびアウトプット・アウトカムに係る指標を年1回ウェブサイトにて開示する。必要なレポーティングがなされることを確認した。

以 上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト (<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>) に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。